

福岡市都心部における航空法の高さ制限の緩和に関する意見書

平成 29 年 6 月 22 日

福岡経済同友会

福岡市は、2010～2015 年の人口増加数・増加率ともに政令市のなかで一位となるなど、全国でも最も活力のある都市の 1 つである。それは、九州を統括する国の出先機関や企業の支社・支店の集積に加え、近年の本社機能やコンテンツ産業などの立地、MICE 等イベントの活発化、外国人観光客の大幅増などの効果によるものであり、都市の発展に拍車がかかっている。

さらに、福岡市は平成 26 年 5 月に「グローバル創業・雇用創出特区」として国家戦略特区に指定された。国家戦略特区は、「産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動拠点の形成のため施策の総合的かつ集中的な推進を図るため、岩盤規制全般について突破口を開いていく」（首相官邸ホームページより）ものとされている。国家戦略特区は、規制を大胆に緩和して民間の投資やビジネスを誘発する極めて有益な手段である。この特区制度を活用し、福岡市においては、天神明治通り地区において高さ制限のエリア単位での特例が認められ、特区制度を活用したスタートアップカフェからは 100 社が起業するなどの成果が挙がっており、福岡市のさらなる発展に結びつき、ひいては九州・日本の成長に大きく寄与できるものと期待される。

その一方で、発展著しい福岡市では、都市の成長スピードに対してインフラの整備が追いつかない状況が生まれつつある。例えば、オフィス空室率は過去最低の水準まで低下しており、新たな事業所を福岡へ構えようとする企業の受け入れに深刻な影響を及ぼしつつある。また、ホテルや MICE 関連施設も極めて高い稼働率が続き、国際会議や見本市の開催を断らざるを得ないケースが相次ぐなど、多額の機会ロスが発生していると思われる。

こうしたなか、福岡市では「天神ビッグバン」や「ウォーターフロントネクスト」などのビッグプロジェクトが次々と稼働しつつある。これら都心部のプロジェクトは、博多駅から地下鉄で 6 分と極めて利便性の高い福岡空港との相乗効果を発揮することで、特区の目的である国際的な経済活動拠点の形成に大きく貢献するものである。しかし一方で、空港への近接性は、航空法による高さ制限の影響を受けることとなり、高層・高品質のオフィスビルやホテル等の建築が進まず、高密度な都心の形成や高次都市機能の集積の阻害要因となることが懸念される。

高い成長性と、アジアへの近接性や国内外との恵まれた交通アクセス等の条件を活かすことで、福岡市は我が国を代表する国際的な経済活動拠点となるポテンシャルを有しており、我が国経済の発展を牽引することが期待されている。加えて、福岡市は東京圏から 1000Km と離れた距離にあり、万一巨大地震等が発生しても東京圏との同時被災の可能性は極めて低く、本社機能や政府関係機関を受け入れることで、我が国全体の BCP/BCM の向上にも寄与することができる。

以上を踏まえ、我々福岡経済同友会は、高次都市機能の受け皿となる高層・高品質のオフィスビルやホテル等の建築物が福岡市都心部で十分に供給されるべく、国にならびに福岡市に対して、以下の点を強く要望する次第である。

<国への要望>

- ・現在、国家戦略特区として福岡市に認められている航空法高さ制限のエリア単位での特例承認について、新たに旧大名小学校地区、ウォーターフロント地区及び博多駅周辺地区を加えるとともに、天神明治通り地区において更なる緩和の実施。

<福岡市への要望>

- ・航空法高さ制限の新たな特例承認の実現に向けた最大限の努力と、都心部における容積率の大幅な緩和の実施。

以上